

# こやま 大府木の山工業地区計画

## 地区計画の目標

本地区は、大府市の北西端に位置し、東部で名古屋市緑区と隣接し、北部は名四国道線及び高速2号線、南部は伊勢湾岸道路、名古屋環状2号線及び高速名古屋環状2号線、西部は大府東浦線に接し、インターチェンジが隣接する交通の要衝です。

これらの立地条件を生かし、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標としています。

## 土地利用の方針

周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮し、製造業をはじめとする企業の新たな工業地区として適正な土地利用を図ります。

## 地区整備計画の内容

### 建築物の用途の制限等

位 置	大府市共和町西流し、炭焼、別岨、宮廻間の各一部	
面 積	約14.0ha	
区域区分	市街化調整区域	
地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 1. 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）の大分類E－製造業に属するものに限る。）、当該工場に関連する研究開発施設（標準産業分類の大分類E－製造業に属するものに限る。）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 令第130条の9第1項（数量は、同項の表中準工業地域欄のものとする。）で定める建築物 2. 次に掲げる用途に供する建築物（前項の建築物に関連するものに限る。） ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 共同住宅又は寄宿舎 3. 前2項の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の15
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	細区分の名称	A地区	B地区	C地区
			細区分の面積	約2.7ha	約2.0ha	約9.3ha
		建築物の敷地面積の最低限度	1,500㎡	500㎡	2,000㎡ ただし、道路4号に面する区画については、500㎡とする。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、4.0m以上とする。			
		建築物等の形態又は意匠の制限	色彩又は装飾	建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。		
設置することのできる屋外広告物	原則として事務所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。					

### 問い合わせ先

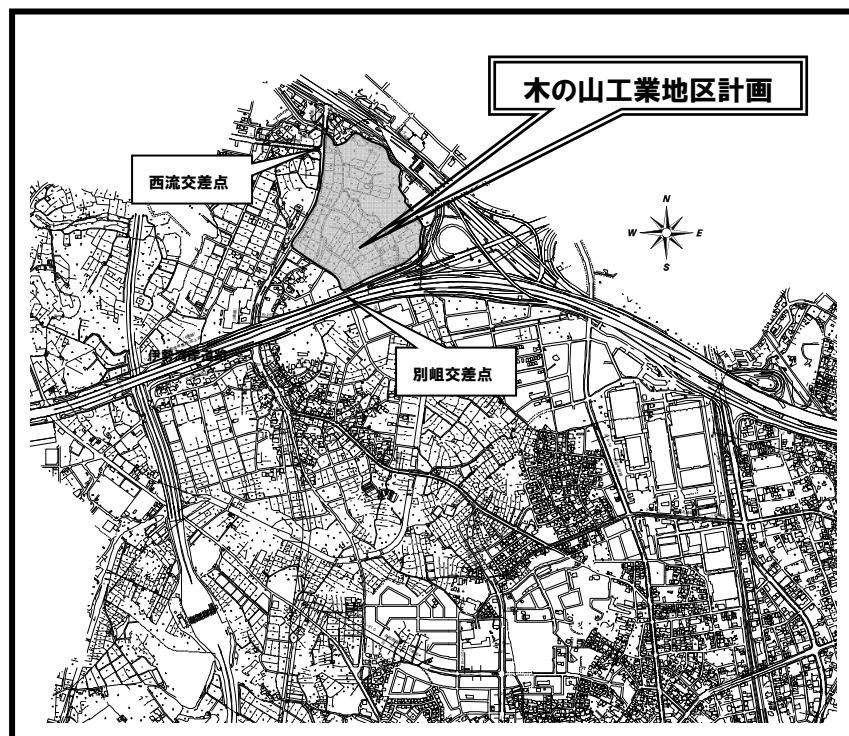
#### ○地区計画に関する相談・届出

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

#### ○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

# 位置図



# 計画図

